

資料 1 「見守りカメラの設置及び管理運用について（案）」

1 見守りカメラとは

公共の場所（不特定多数の者が自由に通行し、又は利用する道路、公園、広場その他の屋外の場所）、とりわけ学童の通学路を継続的に撮影するため、市が設置する撮影装置と、その撮影装置と通信回線を通じて接続される情報機器等で構成されるものをいいます。

専ら市の施設又は備品の管理を目的として設置されたものは含みません。

2 設置及び管理運用の目的

市は、犯罪の抑止、事件等の早期解決その他市民生活の安全の確保を目的として、見守りカメラを設置し、撮影します。

- ア 犯罪の抑止（見守りカメラを設置していることを明示することで、犯罪を抑止します）
- イ 事件等の早期解決（撮影された画像データを捜査機関に提供することで、事件等の早期解決に協力します）
- ウ その他市民生活の安全の確保（捜査機関による行方不明者の搜索、災害発生時における被害状況の確認や災害発生後の検証などに役立てます）

3 設置及び管理運用の基本原則

見守りカメラの設置及び管理運用に際しては、次の内容を基本原則とします。

- ア 見守りカメラの有効性が最大限に発揮されるように効果的に設置します。
- イ 見守りカメラの設置目的を効果的に達成する観点から、一定の期間ごとにその設置場所等を見直します。
- ウ 市民等がみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、見守りカメラの設置及び管理運用に当たっては、十分配慮します。
- エ 安全で安心なまちづくりを推進するため、見守りカメラの設置及び管理運用に当たっては、関係する団体又は機関との連携を図ります。

4 画像データの外部提供

見守りカメラにより撮影された画像データは、次の用途以外の理由で、市の外部に提供することはありません。

- ア 法令の規定による指示があるとき（民事訴訟法第 223 条に基づく裁判所からの文書提出命令や裁判官が発行する令状に基づくとき）
- イ 市民等の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき（捜査機関による行方不明者の搜索や災害発生時の被害状況の情報発信を行うとき）
- ウ 捜査機関から犯罪捜査を目的とした要請を受けたとき（刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく照会書等に回答するとき）

なお、地域が抱える様々な問題（例えば「落書き」や「ペットのふん害」など）については、捜査機関が犯罪に当たると判断し要請がある場合にのみ、撮影された画像データを提供します。

(例)

- ✓ 「落書き」「騒音」「田畑侵入」など ⇒ 軽犯罪法違反
- ✓ 「ペットのふん害」「不法投棄」など ⇒ 廃棄物処理法違反

5 画像データの不開示

見守りカメラの設置目的に鑑み、開示することにより、撮影している方向やプライバシーマスクの位置が判明することにより死角が明らかになり、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当すると考えるため、個人情報保護条例及び情報公開条例に基づく開示請求に対しては、不開示とします。

6 運用状況の公表

毎年度、見守りカメラの運用状況（設置場所、設置台数、画像データの外部提供件数など）を公表します。

資料2 「見守りカメラの設置方針について（案）」

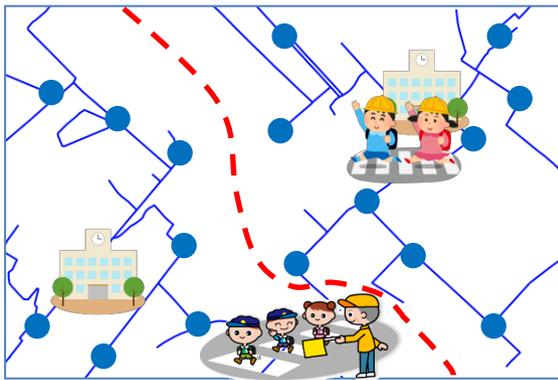
1 見守りカメラの設置場所

平成29年度は小学校の通学路（学校周辺を含む）に設置し、平成30年度は通学路に近接する公園周辺等に設置する。

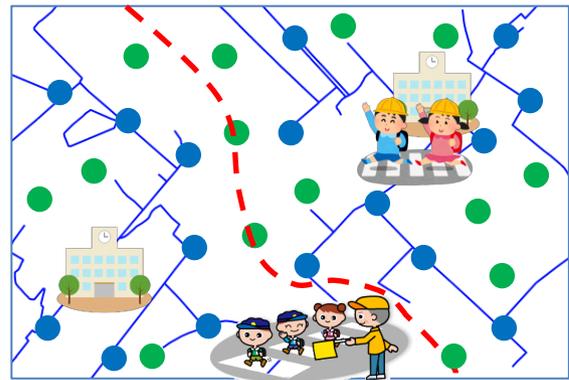
なお、設置場所は、地域の皆さんからいただいたご意見やご要望を参考に加古川警察署の指導のもと決定する。

- （ステップ1 小学校の通学路（学校周辺を含む）
※通学路の撮影カバー率を算出し、各小学校区、公平に設置する。
- （ステップ2 通学路に近接する公園周辺及びその他必要な場所

ステップ1



ステップ2



2 設置台数

平成29年度は900台程度設置し、平成30年度は600台程度設置する。

3 設置に係るスケジュール（案）

（1）設置場所の提示【7月初旬】

平成29年度設置分が確定次第、小学校区毎に設置場所を示す。

（2）設置工事【8月以降】

設置工事は、小学校の長期休暇期間中を中心に計画するなど、子どもたちの登下校に影響を与えないよう配慮する。

資料3 「見守りカメラの設置及び管理運用に係るパブリックコメントの実施結果について」

防犯カメラについての包括的な法律はなく、その設置及び管理運用については、肖像権やプライバシー、個人情報の保護に十分配慮する必要があります。

そうしたことから、市が設置し維持管理を行う見守りカメラについては、「個人情報の保護に関する法律」や「加古川市個人情報保護条例」を踏まえ、より厳格かつ適正に管理運用を行うことを検討しています。

そこで、見守りカメラの設置及び管理運用については、市民の皆さんから広くご意見をいただくため、下記のとおりパブリックコメントを実施しました。

記

1 意見を募集した内容

別紙1 「見守りカメラの設置及び管理運用について（案）」

2 意見を募集した期間

平成29年5月17日（水）から平成29年6月7日（水）まで

3 閲覧場所

市ホームページ、市役所（市民案内・生活安全課）、各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ、各公民館

4 実施結果

『見守りカメラの設置及び管理運用について（案）』に関していただいた意見 19件

5 今後の進め方（新条例制定等に係るスケジュール）

項目	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	-
設置及び管理運用（案）の検討	→ 設置及び管理運用（案）の検討									
総務教育常任委員会への報告		● 設置及び管理運用に係る意見聴取								
調達に係るプロポーザルの実施		→ 調達に係る公募型プロポーザルの実施								
パブリックコメントの実施			→ 設置及び管理運用に係る意見聴取							
総務教育常任委員会への報告				● パブリックコメントの結果報告						
市議会への契約議案提案				● 市議会への契約議案提案						
情報公開・個人情報保護審査会への報告				● 審査会への条例（案）報告						
見守りカメラ設置場所の提示				● 見守りカメラ設置場所（平成29年度分）の提示						
見守りカメラ設置工事				見守りカメラ順次設置	→					
市議会への条例案提案							● 市議会への条例案提案			
見守りカメラシステム構築・稼働テスト			見守りカメラ管理システム稼働テスト		→					
見守りカメラ運用開始							見守りカメラ運用開始 ★	→		

以上

別紙1「加古川市見守りカメラの設置及び管理運用について（案）」

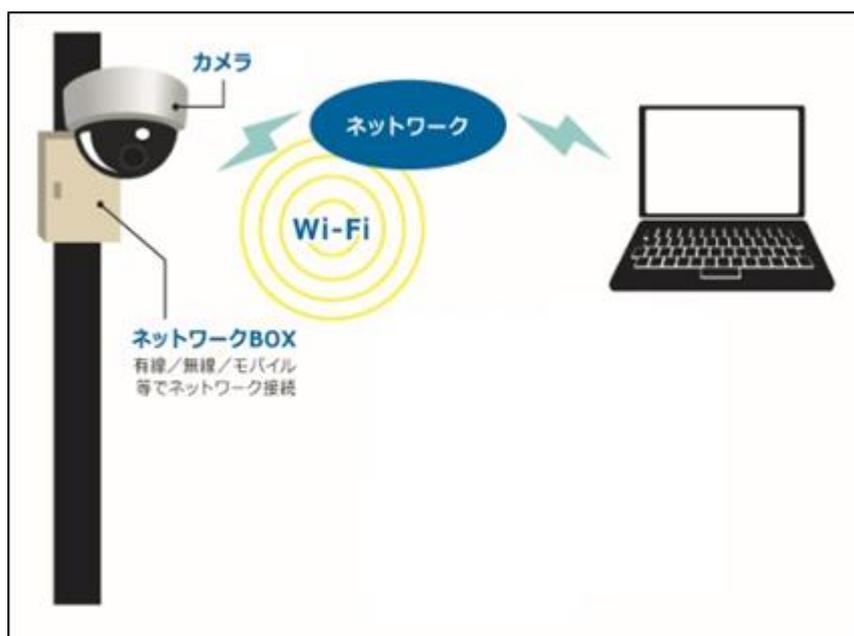
1 加古川市見守りカメラとは

犯罪の抑止、事件等の早期解決、その他市民生活の安全の確保を図り、安全で安心なまちづくりの推進を目的として、加古川市が設置し管理運用を行うカメラを言います。

とりわけ子どもたちの安全と安心を確保するために、小学校の通学路や学校周辺を中心に公共の場所に設置する予定です。

ただし、以下のカメラは、加古川市見守りカメラには含みません。

- ・町内会や自治会等の地域団体が設置する防犯カメラ
- ・その他個人や民間事業者等が設置する監視カメラ
- ・加古川市が施設・備品の管理のために設置するカメラや河川監視カメラ



2 設置及び管理運用の目的

- (1) 加古川市見守りカメラの設置を明示することで、犯罪の抑止につながります。（例えば、「見守りカメラ撮影中」といった標識を共架柱等に取り付けます。）
- (2) 犯罪発生時などには、警察の要請により画像データを提供することで、事件等の早期解決につながります。
- (3) その他、警察による行方不明者の捜索、災害発生時における被害状況の確認や災害発生後の検証などに利用することで、市民生活の安全の確保を図ります。



3 設置及び管理運用の基本原則

- (1) 犯罪の抑止効果等、加古川市見守りカメラの有効性が最大限に発揮されるように、設置場所、撮影方向や撮影範囲等について、十分熟慮したうえで、効果的に設置します。
- (2) 加古川市見守りカメラの設置目的を効果的に達成する観点から、一定の期間ごとにその設置場所等についても見直しを行います。
- (3) 個人の肖像権やプライバシーに対して十分配慮します。
- (4) 加古川市見守りカメラの設置に当たっては、町内会・自治会やPTA等との連携を図ります。
また、警察とも密に連携し、効果的に管理運用します。



4 画像データの外部提供

撮影した画像データは、次の用途以外の理由で、加古川市が外部に提供することはありません。

- (1) 法令の規定による指示があるとき
(例) 民事訴訟法第223条に基づく裁判所からの文書提出命令
裁判官が発行する令状に基づく場合
- (2) 市民等の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき
(例) 警察による行方不明者の捜索
災害発生時の被害状況の情報発信
- (3) 警察から犯罪捜査を目的とした要請を受けたとき
(例) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会書等に
回答する場合



地域が抱える様々な問題については、警察が犯罪に当たると判断し、警察から画像データの提供要請がある場合にのみ撮影した画像データを提供します。

- (例) 自転車盗、落書き、田畑侵入、
ペットのふん害、不法投棄

なお、撮影した画像データを提供する場合は、申請書等（時間、場所、利用目的等を記載した書面）の提出を求めます。



加古川市は、その申請内容を熟慮して、上記（1）から（3）までのいずれかの項目に該当し、かつ妥当であると判断した場合にのみ提供します。

5 画像データの非公開

情報公開制度などにもとづいて画像データの公開を求められた場合は、当該画像データを公開しません。

撮影した画像データを公開することにより、撮影方向やマスキングした位置がわかり、死角が明らかになると犯罪に利用される可能性があるからです。



6 運用状況の公表

毎年度、加古川市見守りカメラの運用状況（設置場所、設置台数、画像データの外部提供件数など）を公表します。

（設置場所に係る公表イメージ）

